

令和6年6月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年6月7日（金） 午後1時30分から午後2時24分
- 2 開催場所 和水町中央公民館 大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（10名）

会 長	1 番	有働憲一				
会長代理者	2 番	金栗孝義				
委 員	3 番	猪口琢真	4 番	菊川俊二	5 番	吉田広志
	8 番	池田弘昭	9 番	山崎照代	10 番	中畑昇
					11 番	池田勝美

※6番：欠番
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（0名）
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（13名）

江上幸一	樋口哲男	上田憲一	前淵慎一郎	福山修	山下栄次	浦部俊一
井島武士	竹下孝昭	有富博明	落合修	石原寛之	吉永剛	
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（3名）

深草哲夫	中嶋孝	牛島宣雄
------	-----	------
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画について
報告第1号	あっせん譲受等候補者名簿について
 - 6 そ の 他
 - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（3名）

事務局長	中山 寛久（兼庶務係長）
主事	泉 光星
会計年度任用職員	中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

事務局 中山

1 開 会

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。
まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。
「こんにちは。」ご着席ください。
それでは、ただ今から、令和6年6月和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、農業委員10名中10名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条の規定により会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして「こんにちは。」
6月に入り、米を作っている農家の方には田植の準備が始まっていることと思います。暑い中での農作業になりますので、健康管理には十分注意されて行ってください。
先日の新聞で、菊池の農家の方が、トラクター事故により亡くなられたという記事を見ました。農作業には、どうしても機械を使用しなければなりませんので、取り扱いには、十分注意をされて毎日の仕事にあたってください。
本日は、6月の総会です。審議の方もよろしくをお願いします。
本日はお疲れさまです。

事務局 中山

有働会長、どうもありがとうございました。
会長には、会議規則第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名人の指名

議事に入る前に、議事録署名人の指名を行います。
本日の議事録署名委員は、9番山崎委員と10番中畑委員をお願いします。
それでは、議事に入ります。
速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。

5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
説明に入ります前に、議案1ページの整理番号3贈与の案件についてですが、譲渡人のご逝去に伴い申請を取下げられる予定ですので、今回、ご審議いただく議案からは削除願います。
整理番号3を除きますので、今回ご審議いただく案件は、所有権移転の案件5件となります。
当事者及び土地の所在地については、議案の1ページと2ページにてご確認ください。
所有権移転の整理番号1 瀬川の譲渡人から合志市の譲受人へ（売買）

譲受人は外国籍の方で、現在、合志市に居住されていますが、譲渡人が所有する宅地と今回議案で審議する農地を購入し、家族で町内に転入される予定です。日本での営農経験はありませんが、日本に来る前は農業経験もあるとのこと。

所有権移転の整理番号2 東京都西東京市の譲渡人から岩尻の譲受人へ（売買）

所有権移転の整理番号3 （議案削除：取下げ予定）

所有権移転の整理番号4 熊本市北区の譲渡人から中十町の譲受人へ（売買）

所有権移転の整理番号5 西吉地の譲渡人から西吉地の譲受人へ（売買）

所有権移転の整理番号6 熊本市北区の譲渡人から中和仁の譲受人へ（贈与）

これらの案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合します。

整理番号3を除く議案第1号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第1号について、何か質問等はありませんか。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。
整理番号3を除く議案第1号について、原案のとおり許可をすることに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が3件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案の3ページをご覧ください。

申請書添付書類については、別添の「転用資料」でご確認をお願いします。

整理番号1 建売住宅（所有権移転）

熊本市南区の譲渡人から熊本市南区の住宅会社へ、売買による所有権移転で、転用目的が建売住宅への転用許可申請の案件となります。

申請地は江田地内の農地で、住宅が立ち並ぶ住宅街の一角にある農地でした。

申請地周辺は上下水道も完備され、公共機関等も近くにあり、住宅地として最適地であることから、建売住宅用地として購入を計画されているものです。

この転用計画に伴う給排水計画については、給水は町上水道より引き込み、汚水、生活雑排水は公共の下水道に接続されます。

雨水については、各宅地に集水桝を設置され、余水は既存の町道側溝に接続されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産力の低い農地」ということで「第2種農地」に該当し、申請地の他には適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」で確認したところ、自己資金が資金計画を上回っており、何ら問題はないと思われます。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、令和7年12月末日までに工事完了予定であり、1年を超えておりますが、工程表を添付いただき、確認したところ、何ら問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、計画面積から判断すると妥当であると思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通風等の周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

続いて、整理番号2について説明します。

整理番号2 貸資材置場及び駐車場（所有権移転）

下津原の譲渡人から下津原の譲受人へ売買による所有権移転で、貸資材置場及び駐車場への転用許可申請の案件となります。

申請地は、下津原地内の農地で、譲受人の経営する会社の、製品置場及び駐車場として既に利用されていきました。

平成10年頃に、申請者の経営する会社の当代表者が、製品置場や社員の駐車場が不足してきたことから地権者と口頭で売買の契約を交わし、それ以降、転用許可を受けずに整地、利用されていたとのことでした。

追認案件となり、申請書類とともに始末書が添付されています。

この転用計画に伴う給排水計画について、貸資材置場及び駐車場への転用のため、給水はありません。また、利用目的から汚水の発生もありません。

雨水については自然浸透とし、余水は既設の排水路に接続して排水されています。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当し、既に整地済でもあり、適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、既に工事済みであり資金についても支払い済みで、特段経費はかからない計画ですが、自己資金を「残高証明書」にて確認したところ何ら問題ないと思われます。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、既に工事は済みであり、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、工場の規模からみて、利用計画から判断すると妥当であると思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通風等の周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

続いて、整理番号3について説明します。

整理番号3 施設園庭（所有権移転）

東吉地の譲渡人から東吉地の譲受人へ贈与による所有権移転で、転用目的は譲受人が所有する施設の事業地への転用許可申請の案件となります。

申請地は東吉地地内の農地で、施設の代表者である申請者が所有されている農地です。申請者は、自身が所有する農地が、施設の事業地として最適地であるため、今回、転用申請をされるものです。

なお、この農地の一部は、既に人工芝を敷設し事業地として利用されており、追認案件となりますので、申請書類とともに始末書が添付されております。

この転用計画に伴う給排水計画については、生活用水の給排水設備は不要であるため計画されていません。

雨水については自然浸透とし、余水は既設の水路に排水されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当し、申請地の他に適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、工事が既に完了しており、支払いも完了されております。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」についても、既に工事は完了しています。

「計画面積の妥当性」は、利用計画から判断すると、妥当であると思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通風等の周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

議案第2号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

議案第2号整理番号1について、3番猪口委員の報告をお願いします。

3番猪口委員

整理番号1について、3番猪口が報告します。

5月28日の午後3時に、私と江上推進委員、事務局員2名の合計4名で現地確認を行いました。

申請地は、江田地内にある農地で、周辺は住宅が立ち並び、宅地や道路に囲まれている農地でした。

農地の利用状況については、管理はされていたようですが、何も耕作されていない状態が長く続いているようでした。

申請地は宅地や道路に囲まれていることから、周辺農地の農作物の生育に対して影響等は無く、日照・通風などの影響も無いと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

続いて整理番号2について、9番山崎委員の報告をお願いします。

9番山崎委員

整理番号2について、9番山崎が報告します。

5月28日の午後2時30分に、私と福山推進委員、事務局員2名の合計4名で

現地確認を行いました。

申請地は、下津原地内にある農地で、現状は既に資材置場や駐車場として利用されていました。

平成１０年ごろから、既に資材置場や駐車場として利用されていたようであり、追認案件となります。

給排水について、転用目的が貸資材置場及び駐車場のため、給水はありません。また、汚水の発生ありません。

雨水については自然浸透とし、余水については既設の排水路へ接続して排水されていました。

申請地は、道路や雑種地、河川管理道路に囲まれており、周辺に農地があまり無く、日照、通風など、周辺農地への影響は無いと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれは無いと思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

続いて整理番号３について、２番金栗委員の報告をお願いします。

２番金栗委員

整理番号３について、２番金栗が報告します。

５月２８日の午後１時３０分に、私と落合推進委員、事務局員２名の合計４名で現地確認を行いました。

申請地は、東吉地地内にある施設の庭に隣接した農地であり、申請地の一部は、すでに、事業地として人工芝が張ってある状態でした。

また、人工芝が張っていない部分については、草刈り等の管理は定期的にされているようですが、水はけも悪く、耕作はされていませんでした。

この転用について、給排水設備は計画されていません。

雨水については自然浸透とし、余水については既存の隣接する水路へ排水される計画です。

周辺に農地はありますが、日照、通風など、この転用に伴う周辺農地への影響は無いと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれは無いと思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第２号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第２号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第２号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第３号「農用地利用集積計画について」を、議題とします。
なお、賃貸借権設定の整理番号７は、農業委員会の委員が関与される案件です。
会議規則第１０条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、まずは、その
案件を除いて審議します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第３号「農用地利用集積計画について」

農用地利用集積計画の賃貸借権設定の案件が７件、使用貸借権設定の案件が４件
提出されています。

この計画にかかる申出人及び土地の所在地等につきましては、議案の４ページか
ら６ページをご覧ください。

なお、賃貸借権設定の整理番号７については、委員の関与がある案件となります
ので、まずは、それを除く案件から説明いたします。

まず、議案の４ページと５ページが賃貸借権設定の案件となります。委員の関与
がある整理番号７を除くと案件は６件で、そのうち新規設定が１件、再設定が５件
となっています。

次に、議案の６ページが使用貸借権設定の案件となります。件数は４件で、全て
再設定となっています。

これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営
基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和４年法律第５６号。以下「改正法」
といいます。)」附則第５条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を
満たしています。

賃貸借権設定の整理番号７を除く議案第３号農用地利用集積計画の説明は以上
となります。

議長 有働

ただ今、事務局から説明がありました。
賃貸借権設定の整理番号７を除く議案第３号について、何か質問等がありました
らお願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。
賃貸借権設定の整理番号７を除く議案第３号について、原案のとおり承認するこ
とに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働

全員賛成です。
よって、貸借権設定の整理番号７を除く議案第３号については、原案のとおり承
認することに決定しました。

次に、賃貸借権設定の整理番号７について審議します。
この案件は、農業委員会の委員が関与される案件です。会議規則第１０条の規定
に基づき議事参与の制限がありますので、関係委員の退室を求めます。

——— 関係委員 退室 ———

議長 有働

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第３号の賃貸借権設定の整理番号７について説明します。

この計画にかかる申出人及び土地の所在地等につきましては、議案の５ページをご覧ください。

農用地利用集積計画書によりますと、新規設定となっています。

この計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第５条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。

議案第３号の賃貸借権設定の整理番号７についての説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局から説明がありました。

議案第３号の賃貸借権設定の整理番号７について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第４号の賃貸借権設定の整理番号７について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

議案第３号の賃貸借権設定の整理番号７については、原案のとおり承認することに決定しました。

関係委員の入室を許可します。

—— 関係委員 入室 ——

議長 有働

以上で、全ての議事は終了しましたので報告案件に移ります。

報告第１号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

報告第１号「あっせん譲受等候補者名簿について」

総会資料の７ページをご覧ください。

営農の種類にもよりますが、一定以上の経営面積があればあっせん名簿に登録することができ、登録されることで、農地の売買について町が登記手続きを代行したり、売却された地主さんも、所得税の確定申告においては８００万円までの譲渡所得が控除されたりと、メリットを受けることができます。

今回、久米野の農家の方から、あっせん名簿への登録申し出がありましたので報告させていただきます。

なお、この農家は、久米野地内の農地を売買により取得予定であり、この所有権移転に係る申請については、来月の総会にて議案に上げ、審議していただく予定です。

以上で、報告第１号の報告を終わります。

議長 有働

以上で、本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。

各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働

ないようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 中山

有働会長には、議長を務めていただき、ありがとうございました。

6 その他（連絡事項）

総会資料 8 ページをご覧ください。

事務局から、事務連絡。

7 閉会

ご起立をお願いします。

これをもって、令和 6 年 6 月和水町農業委員会総会を閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署 名 委 員 9 番 _____

署 名 委 員 10 番 _____

会議録調製者 中山 寛久
本誌（表紙除く） 10 頁